

整骨院・接骨院で施術を受けられた皆様へ大事なお知らせ

受診照会状は必ずご回答ください

未回答が続くと受領委任払いを中止して、
償還払いへ変更になることがあります！

整骨院や接骨院（以下：整骨院等）で健康保険を使って受診された場合、整骨院等から“被保険者より委任（署名が必要）”を受けた「療養費支給申請書」が組合に提出される仕組みです。

倉庫業健康保険組合では、申請のあった療養費支給申請書の内容が「保険適用となる外傷性の負傷か」及び「施術を受けた部位や日数が誤っていないか」を点検するため①初診の方、②長期受診の方、③一月で15日以上施術を受けられた方、④3部位以上の施術を受けられた方、⑤同一月に複数の整骨院等で施術を受けられた方等を対象に「受診照会状」の提出をお願いしております。

この受診照会状が複数回未回答である場合は受領委任払いを中止して償還払いに変更する仕組みを導入しているため、同封の受診照会状は大変お手数でも必ずご提出くださるようお願い申し上げます。



CHECK
&
POINT

療養費支給申請書には、委任払いに同意する被保険者の直筆による署名が必要です。施術部位や日数を確認してから署名することを心がけましょう。

償還払いになってしまうと、受診の際の窓口での支払額が増え、さらには組合に「療養費支給申請書」を提出する手間も増えてしまうことになります。

負担増と手間が掛かる「償還払い」に変更とならないよう受診照会状が届いた際は速やかな回答をお願いします。



受領委任払いとは

...施術を受けた方は3割分を整骨院等に支払い、残りの7割分は整骨院等が組合へ請求するため「被保険者の委任を受けた療養費支給申請書」を提出する仕組みです。よって、委任払いに同意した場合は、被保険者による事後の手続きはありません。

償還払いとは

...施術を受けた方は窓口で施術料の全額(10割)を支払った後、組合へ7割分を請求するため「療養費支給申請書(立替払い)」を提出します。結果、被保険者ご自身での手続きが必要となり、今までより受診の際の負担と事後の手間が増えることになります。